

埼玉県報



埼玉県発行

目次

規則

○麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則 (薬務課) 一

○埼玉県温泉法施行細則の一部を改正する規則 () 三

告示

○特定非営利活動法人の定款の変更に係る告示 (南西部振興) 一六

○県庁舎で使用する電気の購入に関する落札結果 (管財課) 一六

○物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する告示 (入札審査課) 一六

○介護保険法によるサービス提供事業者の指定 (介護保険課) 二〇

○平成二十年度クリーニング師試験 (保健医療政策課) 二三

○大規模小売店舗の変更に係る告示 (商業支援課) 二四

○大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示 () 二四

○江ヶ崎・実ヶ谷土地改良区の役員就任届 (春日部農林) 二五

○保安林の指定の解除予定 (森づくり課) 二六

○電線共同溝を整備すべき道路の指定 (道路環境課) 二六

○建設業法第二十九条の二第一項の規定に基づく取消処分 (建設業課) 二六

○秩父都市計画道路の変更の案の縦覧 (都市計画課) 二六

○毛呂山・越生都市計画防火地域及び準防火地域の決定に係る図書の写しの縦覧 () 二六

○毛呂山・越生都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧 () 二七

○滑川町月輪土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出 (市街地整備課) 二七

○ふじみ野市駒林土地区画整理組合の定款の変更認可 () 二七

○越谷都市計画武蔵野操車跡地地区土地区画整理事業の決定 (市街地整備課) 二七

○開発行為に関する工事の完了公告 (建築指導課) 二八

○飯能都市計画公園の変更に係る図書の写しの縦覧 (公園課) 二八

○県立熊谷高等学校外二十五校コンピュータ教室用機器等賃貸借に関する落札者等の公示 (高校教育指導課) 二八

○県立学校間ネットワークシステ (教委・総務課) 三〇

○埼玉県教育委員会定例会の招集 () 三〇

○ () 三〇

△等運用保守業務委託に関する落札者等の公示 (高校教育指導課) 二八

○県道さいたまふじみ野所沢線の区域の変更 (川越県土) 二九

○県道さいたまふじみ野所沢線の供用の開始 () 二九

○開発行為に関する工事の完了公告 (東松山県土) 二九

○ (杉戸県土) 二九

○ () 三〇

○ () 三〇

規則

麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年八月一日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第七十四号

麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則

麻薬及び向精神薬取締法施行細則(昭和三十九年埼玉県規則第十五号)の一部を次のように改正する。

第七条を削り、第六条の見出し中「入院費」を「費用」に改め、同条第一項中「費用」の下に「(以下「費用」という。)」を加え、同項ただし書中「被保護者

である」を「保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)による支援給付を受けている」に改め、同条第二項を次のように改め、同条を第七条とする。

2 知事は、前項本文の規定により費用の徴収額を決定したときは、様式第十号の費用徴収額決定通知書により被徴収者に通知するものとする。

第五条中「前条第二項」を「第四条第二項」に改め、同条を第六条とする。
第四条の次に次の一条を加える。

(保管証の交付)

第五条 法第五十八条の十一の規定により措置入院者の所持品を保管する当該職員は、当該措置入院者に様式第九号の保管証を交付しなければならない。
本則に次の一条を加える。

(徴収額の減免)

第八条 知事は、災害その他やむを得ない理由があるときは、前条第一項本文の規定による費用の徴収額を減額し、又は当該徴収に係る納付の義務を免除することができる。

2 前項の規定による減額又は免除を受けようとする者は、様式第十一号の費用徴収額減免申請書にその事実を証明する書類を添えて知事に提出しなければならない。

別表中「第六条関係」を「第七条関係」に、「入院に要した費用の徴収額(月額)」を「費用の徴収額(月額)」に、「一五〇万円」を「一四七万円」に、「費用の額」を「医療費の額」に改め、同表の備考二中「入院に要した」を削る。

様式第三号中「埼玉県知事」を「(あて先) 埼玉県知事」

に、「診察依頼のあつた次の者」を「(に診察依頼のあつた者)に改める。
様式第九号中「第七条関係」を「第五条関係」に改め、同様式の次に次の二様式を加える。

様式第10号(第7条関係)

費用徴収額決定通知書

第 号
年 月 日

様

埼玉県知事



麻薬及び向精神薬取締法施行細則第7条第1項の規定に基づき、費用の徴収額を下記のとおり決定したので通知します。ただし、月の途中において入院し、又は退院した場合におけるその月の費用の徴収額は、日割計算した額とします。

記

1 費用の徴収額(月額)
円

2 費用の徴収額の対象期間
年 月 日から 年 月 日まで

様式第11号(第8条関係)

費用徴収額減免申請書

年 月 日

(あて先)

埼玉県知事

申請者
住所
氏名(自署又は記名押印)
措置入院者との続柄

麻薬及び向精神薬取締法施行細則第8条第1項の規定に基づき、費用の徴収額の減免を受けたいので関係書類を添えて申請します。

措置入院者氏名	病 院 名	決定された費用の徴収額	円
		現在までの納付額	円
減免を必要とする理由			

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後の費用の徴収額から適用し、同日前の費用の徴収額については、なお従前の例による。

埼玉県温泉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年八月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第七十五号

埼玉県温泉法施行細則の一部を改正する規則

第一条 埼玉県温泉法施行細則(平成十四年埼玉県規則第六十一号)の一部を次のように改正する。

第七条の次に次の一条を加える。

(可燃性天然ガス濃度確認済書)

第七条の二 知事は、温泉法の一部を改正する法律(平成十九年法律第二百一十一号)附則第六条においてその例によることとされる同法による改正後の法第十四条の五第一項の確認をしたときは、様式第七号の二の確認済書を交付するものとする。

第十一条に次の二号を加える。

十四 温泉法の一部を改正する法律附則第六条においてその例によることとされる省令第六条の七第一項の可燃性天然ガスの濃度の確認申請書 様式第二十四号

十五 温泉法の一部を改正する法律附則第六条においてその例によることとされる省令第六条の八第一項の可燃性天然ガスの濃度の確認を受けた地位の承継の届出書 様式第二十五号

様式第七号の次に次の一様式を加える。

様式第7号の2(第7条の2関係)

可燃性天然ガス濃度確認済書

指令 第 号

住 所

(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

年 月 日付けで申請のあつた可燃性天然ガスの濃度が環境省令で定める基準を超えないことについては、温泉法の一部を改正する法律附則第6条においてその例によることとされる同法による改正後の温泉法第14条の5第1項の規定により、確認します。

記

温泉の採取場所の所在地

温泉の採取を行う源泉の名称

年 月 日

埼玉県知事 氏

名 印

様式第二十三号の次に次の二様式を加える。

様式第24号(第11条関係)

可燃性天然ガス濃度確認申請書

年 月 日

(あて先)

埼玉県知事

住 所

(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) ㊦

可燃性天然ガスの濃度が環境省令で定める基準を超えないことについて確認を受けたので、温泉法の一部を改正する法律附則第6条においてその例によることとされる同法による改正後の温泉法第14条の5第1項の規定により、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

温泉の採取場所の所在地	
温泉の採取場所の名称	
温泉の採取を行う源泉の名称	
所有者の住所及び氏名	
測定場所	
測定日	
測定方法	
測定結果	
測定を行った者の所在地、名称及び連絡先	
温泉の採取の開始の予定日	年 月 日

連絡先

(電話番号、ファクシミリ番号及びメールアドレス)

様式第25号(第11条関係)

可燃性天然ガス濃度の確認を受けた地位の承継届出書

年 月 日

(あて先)

埼玉県知事

住 所

(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

㊦

可燃性天然ガスの濃度の確認を受けた地位を承継したので、温泉法の一部を改正する法律附則第6条においてその例によることとされる同法による改正後の温泉法第14条の6第2項の規定により、関係書類を添えて、次のとおり届け出ます。

可燃性天然ガスの濃度の確認を受けた者	住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)	
	氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	
確認年月日		年 月 日
確認済番号		
温泉の採取場所の所在地		
温泉の採取を行う源泉の名称		
地位を承継した日		年 月 日

連絡先

(電話番号、ファクシミリ番号及びメールアドレス)

第二条 埼玉県温泉法施行細則の一部を次のように改正する。

第二条及び第三条中「第十一条第二項」の下に「又は第三項」を加える。

第十二条中「動力の装置」の下に「、温泉の採取」を加え、同条を第十七条とする。

第十一条第一号中「様式第十一号」を「様式第十六号」に改め、同条第二号中「様式第十二号」を「様式第十七号」に改め、同条第三号中「様式第十三号」を「様式第十八号」に改め、同条第四号中「様式第十四号」を「様式第十九号」に改め、同条第五号中「様式第十五号」を「様式第二十号」に改め、同条第十四号及び第十五号を削り、同条第十三号中「様式第二十三号」を「様式第三十六号」に改め、同条第二十一号とし、同条第十二号中「様式第二十二号」を「様式第三十五号」に改め、同条第二十号とし、同条第十一号中「様式第二十一号」を「様式第三十四号」に改め、同条第十九号とし、同条第十号中「様式第二十号」を「様式第三十三号」に改め、同条第十八号とし、同条第九号中「様式第十九号」を「様式第三十二号」に改め、同条第十七号とし、同条第八号中「様式第十八号」を「様式第三十一号」に改め、同条第十六号とし、同条第七号中「様式第十七号」を「様式第二十三号」に改め、同条を同条第八号とし、同条の次に次の七号を加える。

九 省令第六条の二第一項の温泉の採取の許可申請書 様式第二十四号

十 省令第六条の四第一項の温泉の採取の許可を受けた地位の承継承認申請書 様式第二十五号

十一 省令第六条の五第一項の温泉の採取の許可を受けた地位の承継承認申請書 様式第二十六号

十二 省令第六条の七第一項の可燃性天然ガスの濃度の確認申請書 様式第二十七号

十三 省令第六条の八第一項の可燃性天然ガスの濃度の確認を受けた地位の承継の届出書 様式第二十八号

十四 省令第六条の十第一項の温泉の採取のための施設等の変更許可申請書 様式第二十九号

十五 省令第六条の十一第一項の温泉の採取事業の廃止の届出書 様式第三十号

第十一条第六号中「第五条」を「第五条第一項」に、「様式第十六号」を「様式第二十二号」に改め、同条を同条第七号とし、同条第五号の次に次の一号を加

え、同条を第十六条とする。

六 省令第四条の三第一項の掘削又は増掘のための施設等の変更許可申請書

様式第二十一号

第十条中「様式第十号」を「様式第十五号」に改め、同条を第十五条とする。

第九条中「様式第九号」を「様式第十四号」に改め、同条を第十四条とする。

第八条中「様式第八号」を「様式第十三号」に改め、同条を第十三条とする。

第七条の二を削る。

第七条中「様式第七号」を「様式第十二号」に改め、同条を第十二条とする。

第六条中「様式第六号」を「様式第十一号」に改め、同条を第十一条とする。

第五条中「様式第五号」を「様式第十号」に改め、同条を第十条とする。

第四条中「様式第四号」を「様式第五号」に改め、同条を第五条とし、同条の次に次の四条を加える。

(温泉採取許可書)

第六条 知事は、法第十四条の二第一項の許可をしたときは、様式第六号の許可書を交付するものとする。

(温泉採取の許可を受けた地位の承継承認書)

第七条 知事は、法第十四条の三第一項又は第十四条の四第一項の承認をしたときは、様式第七号の承認書を交付するものとする。

(可燃性天然ガス濃度確認済書)

第八条 知事は、法第十四条の五第一項の確認をしたときは、様式第八号の確認済書を交付するものとする。

(温泉採取のための施設等の変更許可書)

第九条 知事は、法第十四条の七第一項の許可をしたときは、様式第九号の許可書を交付するものとする。

第三条の次に次の一条を加える。

(掘削又は増掘のための施設等の変更許可書)

第四条 知事は、法第七条の二第一項(法第十一条第二項において準用する場合を含む。)の許可をしたときは、様式第四号の許可書を交付するものとする。

様式第二号及び様式第三号中「第11条第2項」の次に「(第3項)」を加える。

様式第二十四号及び様式第二十五号を削る。

様式第二十三号中「第11条関係」を「第16条関係」及び「埼玉県知事

十六号とする。

様式第二十一号中「第11条関係」を「第16条関係」及び「埼玉県知事

様式第二十一号中「第11条関係」を「第16条関係」及び「埼玉県知事

十五号とする。

様式第二十一号中「第11条関係」を「第16条関係」及び「埼玉県知事

「(あて先)様」を「(あて先)埼玉県知事」に改め、同様式を様式第三

十六号とする。

様式第二十一号中「第11条関係」を「第16条関係」及び「埼玉県知事」に改め、同様式を様式第三

十五号とする。

様式第二十一号中「第11条関係」を「第16条関係」及び「埼玉県知事」に改め、同様式を様式第三十四号とする。

様式第二十号中「第11条関係」を「第16条関係」及び「埼玉県知事」に改め、同様式を様式第三十

二号とする。

様式第十九号中「第11条関係」を「第16条関係」及び「埼玉県知事」に改め、同様式を様式第三十

一号とする。

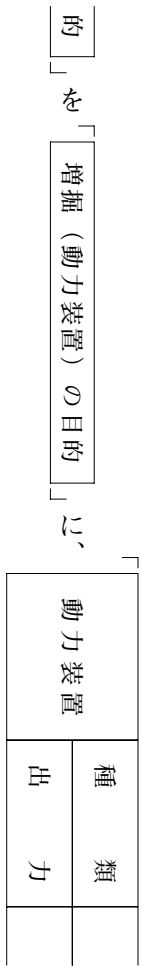
様式第十八号中「第11条関係」を「第16条関係」及び「埼玉県知事」に改め、同様式を様式第二十

一号とする。

様式第十七号中「第11条関係」を「第16条関係」及び「埼玉県知事」に改め、同様式を様式第二十

号とする。

「(あて先)様」を「(あて先)埼玉県知事」に改め、同様式を様式第三十四号とする。



動力装置	種類	
	出力	
増掘にあつては、主要な設備の構造及び能力		

を

に改め、同様式を様式第二十二号

とし、同様式の次に次の七様式を加える。

様式第24号(第16条関係)

温泉採取許可申請書

年 月 日

(あて先)

埼玉県知事

住所

(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

印

温泉の採取を行いたいので、温泉法第14条の2第1項の規定により、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

温泉の採取場所の所在地	
温泉の採取を行う源泉	
名称	
所有者の住所	
所在地	
メタンガス測定者	
名称	
連絡先	
分離装置を通過した後のメタンガスの濃度及び量	
温泉の採取の開始の予定日	年 月 日

連絡先

(電話番号、ファクシミリ番号及びメールアドレス)

様式第25号(第16条関係)

温泉採取の許可を受けた地位の承継承認申請書

年 月 日

(あて先)

埼玉県知事

主たる事務所の所在地
名称及び代表者の氏名

㊦

温泉採取の許可を受けた地位の承継について承認を受けたいので、温泉法第14条の3第1項の規定により、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

合併により消滅する法人又は分割前の法人	主たる事務所の所在地	
	名称	
合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により温泉の採取の事業を承継する法人	代表者の氏名	
	主たる事務所の所在地	
	名称	
	代表者の氏名	
許可年月日	年 月 日	
許可番号		
温泉の採取場所の所在地		
温泉の採取を行う源泉の名称		
合併又は分割の予定日	年 月 日	

様式第26号(第16条関係)

温泉採取の許可を受けた地位の承継承認申請書

年 月 日

(あて先)

埼玉県知事

住所
氏名
被相続人との続柄

㊦

温泉採取の許可を受けた地位の承継について承認を受けたいので、温泉法第14条の4第1項の規定により、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

被相続人	住所	
	氏名	
許可年月日	年 月 日	
許可番号		
温泉の採取場所の所在地		
温泉の採取を行う源泉の名称		
相続開始の日	年 月 日	

連絡先

(電話番号、ファクシミリ番号及びメールアドレス)

連絡先

(電話番号、ファクシミリ番号及びメールアドレス)

様式第27号(第16条関係)

可燃性天然ガス濃度確認申請書

年 月 日

(あて先)

埼玉県知事

住 所

(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

㊦

可燃性天然ガスの濃度が環境省令で定める基準を超えないことについて確認を受けた
いので、温泉法第14条の5第1項の規定により、関係書類を添えて、次のとおり申請
します。

温泉の採取場所の所在地	名 称	
	温泉の採取を行う源泉の所有者の住所及び氏名	
メタンの測定に関する事項	測定場所	
	測定日	
	測定方法	
測定を行った者の所在地、名称及び連絡先	測定結果	
	温泉の採取の開始の予定日	年 月 日

様式第28号(第16条関係)

可燃性天然ガス濃度の確認を受けた地位の承継届出書

年 月 日

(あて先)

埼玉県知事

住 所

(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

㊦

可燃性天然ガスの濃度の確認を受けた地位を承継したので、温泉法第14条の6第2
項の規定により、関係書類を添えて、次のとおり届け出ます。

可燃性天然ガスの濃度の確認を受けた者	住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)	
	氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
確認年月日	年 月 日	
確認済番号		
温泉の採取場所の所在地		
温泉の採取を行う源泉の名称		
地位を承継した日	年 月 日	

連絡先

(電話番号、フアクシミリ番号及びメールアドレス)

連絡先

(電話番号、フアクシミリ番号及びメールアドレス)

様式第29号(第16条関係)

温泉採取のための施設等の変更許可申請書

年 月 日

(あて先)

埼玉県知事

住 所

(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏 名

⑩

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

温泉の採取のための施設等の変更の許可を受けたいので、温泉法第14条の7第1項の規定により、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

許 可 年 月 日	年 月 日
許 可 番 号	
温泉の採取場所の所在地	
温泉の採取を行う源泉の名称	
変 更 の 内 容	
変 更 の 理 由	
変更後の工事の着手の予定日	年 月 日
変更後の工事の完了の予定日	年 月 日

連絡先

(電話番号、ファクシミリ番号及びメールアドレス)

様式第30号(第16条関係)

温泉採取事業の廃止届出書

年 月 日

(あて先)

埼玉県知事

住 所

(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏 名

⑪

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

温泉の採取事業を廃止したので、温泉法第14条の8第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

温泉の採取場所の所在地	
温泉の採取を行う源泉の名称	
採 取 許 可 (確認済)	年 月 日
	年 月 日
採 取 許 可 番 号	
廃 止 年 月 日	年 月 日
採取許可を受けた者にあつては、温泉のゆう出路の埋戻しの状況	
廃 止 理 由	

連絡先

(電話番号、ファクシミリ番号及びメールアドレス)

様式第十六号中「第11条関係」を「第16条関係」に、「埼玉県知事様」を「(あて先) 埼玉県知事」に、「第11条第2項」の次に「(第3項)」を加え、同様式を様式第二十二号とする。
 様式第十五号中「第11条関係」を「第16条関係」に、「埼玉県知事様」を「(あて先) 埼玉県知事」に、「第11条第2項」の次に「(第3項)」を加え、同様式を様式第二十号とし、同様式の次に次の様式を加える。

様式第21号(第16条関係)

掘削(増掘)のための施設等の変更許可申請書

年 月 日

(あて先)

埼玉県知事

住 所

(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

④

土地の掘削(ゆう出路の増掘)のための施設等の変更の許可を受けたので、温泉法第7条の2第1項(温泉法第11条第2項において準用する同法第7条の2第1項)の規定により、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

掘削又は増掘の許可の別	掘削	増掘
	(いざれかを○で囲む。)	
許 可 年 月 日	年 月 日	年 月 日
許 可 番 号		
許可を受け た 場 所	所在地及び地番 目	
変 更 の 内 容		
変 更 の 理 由		
変更後の工事の着手の予定日	年 月 日	
変更後の工事の完了の予定日	年 月 日	

連絡先

(電話番号、ファクシミリ番号及びメールアドレス)

様式第十四号中「第11条関係」を「第16条関係」に、「埼玉県知事

様」を「(あて先) 埼玉県知事」に改め、「第11条第2項」

の次に「(第3項)」を加え、同様式を様式第十九号とする。

様式第十三号中「第11条関係」を「第16条関係」に、「埼玉県知事

様」を「(あて先) 埼玉県知事」に改め、「第11条第2項」

の次に「(第3項)」を加え、同様式を様式第十八号とする。

様式第十二号中「第11条関係」を「第16条関係」に、「埼玉県知事

様」を「(あて先)

埼玉県知事」

に

ゆう 出路	□
	深

径	
と	

を

ゆう 出路	□	深	設
要			
造			
及			
び			

に改め、同様式を様式第十

径	
と	
備	
の	
力	

七号とする。

様式第十一号中「第11条関係」を「第16条関係」に、「埼玉県知事

様」を「(あて先)

埼玉県知事」

に

氏	分
	析
	責
任	者
者	温
	泉
	成
	分
	分
	析
	業
	務
	に
	格
	に
	す
	る
	資
	格
	に
	関
	する
	経
	験
	の
	概
	要
	な
	る
	べ
	き
	事
	項

分	氏	名
析	成	分
責	分	析
任	有	業
者	す	務
	る	に
	資	関
	格	する
	に	経
	関	験
	する	の
	概	要
	な	る
	る	べ
	き	事
	項	項

に改め、同

名
分
析
業
務
に
格
に
関
する
経
験
の
概
要
な
る
べ
き
事
項

その他参考となるべき事項

様式第十一号中「第10条関係」を「第15条関係」に、「埼玉県知事

様」を「(あて先) 埼玉県知事」に改め、「第10条の」を「第15

条の」に改め、同様式を様式第十四号とする。

様式第九号中「第9条関係」を「第14条関係」に、「埼玉県知事

様」を「(あて先) 埼玉県知事」に改め、「第9条の」を「第14条の

」に改め、同様式を様式第十四号とする。

様式第八号中「第8条関係」を「第13条関係」に、「埼玉県知事

様」を「(あて先)

埼玉県知事」

に改め、「第8条の」を「第13条の

」に改め、同様式を様式第十三号とする。

様式第七号の」を削る。

様」を「(あて先)

埼玉県知事」

に改め、「第8条の」を「第13条の

」に改め、同様式を様式第十三号とする。

様式第七号中「第7条関係」を「第12条関係」に改め、同様式を様式第十二号とする。

様式第六号中「第6条関係」を「第11条関係」に改め、同様式を様式第十一号とする。

様式第五号中「第5条関係」を「第10条関係」に改め、同様式を様式第十号とする。

様式第四号中「第4条関係」を「第5条関係」に改め、同様式を様式第五号とし、同様式の次に次の四様式を加える。

様式第6号(第6条関係)

温泉採取許可書

指令第 号

住所

(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

年 月 日付けで申請のあった温泉の採取については、温泉法第14条の2第1項の規定により、許可します。

記

温泉の採取場所の所在地

温泉の採取を行う源泉の名称

許可の条件

年 月 日

埼玉県知事 氏 名

教 示

備考 教示は、行政不服審査法又は行政事件訴訟法の規定による教示に関する規則別記第1の1の規定による文を記載して行うこと。

様式第7号(第7条関係)

温泉採取許可を受けた地位の承継承認書

指令 第 号

住 所

(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

年 月 日付けで申請のあった下記の地位の承継については、温泉法第14条の3第1項の規定により、承認します。

記

許 可 年 月 日	年 月 日
許 可 番 号	
地位の承継をされる者の住所又は主たる事務所の所在地	
地位の承継をされる者の氏名又は名称	

年 月 日

埼玉県知事 氏 名 印

様式第8号(第8条関係)

可燃性天然ガス濃度確認済書

指令 第 号

住 所

(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

年 月 日付けで申請のあった可燃性天然ガスの濃度が環境省令で定める基準を超えないことについては、温泉法第14条の5第1項の規定により、確認します。

記

温泉の採取場所の所在地
温泉の採取を行う源泉の名称

年 月 日

埼玉県知事 氏 名 印

様式第9号(第9条関係)

温泉採取のための施設等の変更許可書

指令第 号

住所

(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

年 月 日付けで申請のあった温泉の採取のための施設等の変更については、温泉法第14条の7第1項の規定により、許可します。

記

温泉の採取場所の所在地

温泉の採取を行う源泉の名称

許可の条件

年 月 日

埼玉県知事 氏

名

教 示

備考 教示は、行政不服審査法又は行政事件訴訟法の規定による教示に関する規則別記

第1の1の規定による文を記載して行うこと。

様式第三号の次に次の様式を加える。

様式第4号(第4条関係)

掘削(増掘)のための施設等の変更許可書

指令第 号

住所

(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

年 月 日付けで申請のあった土地の掘削(ゆう出路の増掘)のための施設等の変更については、温泉法第7条の2第1項(温泉法第11条第2項において準用する同法第7条の2第1項)の規定により、許可します。

記

変更を許可する場所

許可の有効期限

変更の内容

許可の条件

年 月 日まで

年 月 日

埼玉県知事 氏

名

教 示

備考 教示は、行政不服審査法又は行政事件訴訟法の規定による教示に関する規則別記

第1の1の規定による文を記載して行うこと。

附則

この規則は、平成二十年十月一日から施行する。ただし、第一条の規定は、公布の日から施行する。

告示

埼玉県告示第千三十号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県南西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(http://www.satnamaken-npo.net/))により縦覧に供する。

- 平成二十年八月一日
埼玉県知事 上田清司
申請のあった年月日
平成二十年七月十五日
特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人志木総合型地域スポーツ・レクリエーションクラブ
代表者の氏名
増田 三枝子

四 主たる事務所の所在地

埼玉県志木市柏町三丁目九番六十七番一三三六号

五 定款に記載された目的

この法人は、スポーツ・レクリエーション及び文化活動を求めるすべての人に対して、参画を促し、スポーツ・レクリエーション及び文化活動を実施し、もって、明るく、豊かで、潤いのある地域社会の形成及び生涯スポーツ・レクリエーション振興に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第千三十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

- 平成二十年八月一日
埼玉県知事 上田清司
購入等件名及び数量
埼玉県庁舎及びその敷地内で使用する電気 予定使用電力量12,600,000キロワット時
契約に関する事務を担当する部局の

名称及び所在地

埼玉県総務部管財課電気施設担当
埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

内幸町1丁目1番3号

5 落札金額

187,531,500円

3 落札者を決定した日

平成20年5月29日

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

4 落札者の氏名及び住所

東京電力株式会社 東京都千代田区

7 入札の公告を行った日

平成20年4月11日

埼玉県告示第千三十二号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の五第一項及び第六百六十七条の十一第二項の規定に基づき、平成二十一年度及び平成二十二年度において県が発注する物品の買入れ、売払い及び借入れ、印刷の請負並びに電子計算に関する業務、建築物の管理に関する業務並びに催物、映画及び広告の企画・製作並びにその他業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者に必要な資格等について次のとおり定めた。

埼玉県知事 上田清司

業種区分及び物品等の種類
業種区分及び物品等の種類は、次に掲げるとおりとする。

Table with 2 columns: 業種区分 (Industry Classification) and 物品等の種類 (Types of Goods). The table lists various categories like OA equipment, furniture, and construction materials.

<p>ロ 物品の買受け</p>	<p>ハ 物品の賃貸</p>	<p>ニ 印刷の請負</p>	<p>ホ 電子計算に関する業務</p> <p>ヘ 建築物の管理に関する業務</p>
<p>・用品 金物類 工業用薬品 建設資材・部材・材料 品 百貨店・ギフト店 その他百貨</p> <p>鉄・非鉄くず 紙・繊維くず 自動車 機械 事務機器 その他買受け</p>	<p>OA機器・用品 事務機器 書籍 家具 室内装備品 (屋内装飾品) 厨房機器 建具 舞台装置 寝具類 車輛・船舶・バイク・自転車 自動車用品 医療機器 介護機器 測量機器 理化学機器 光学機器・時計 空調冷暖房機器 家電製品 視聴覚機器 通信放送機器 工作機械類 農業・建設機械類 その他機械器具 教育用教材等 遊具類 衣類・帽子・靴 消防・防災・防犯用品 スポーツ用品 楽器 美術工芸品 看板・標識・旗・環境美化用品 動植物・用品 金物類 部材・材料品 その他百貨</p>	<p>一般印刷 シール・ラベル印刷 フォーム印刷 封筒印刷 その他印刷 製本</p> <p>データエントリー ファシリテイ・マネージメント ソフトウェア等セットアップ システム分析 システム開発 (汎用機系) システム開発 (PC・CSS系) ネットワークシステム設計・構築 ネットワークシステム運用・保守 GIS 関連業務 画像処理関連業務 CAD/CAM 関連業務 インターネットシステム関連業務 ホームページ関連業務 コンピュータ技術教育 電子媒体作成関連業務 セキュリティ関連業務 データベースサービス その他電算業務</p>	<p>1 管理業務 清掃 人間警備 機械警備 環境測定 殺虫・消毒 駐車場管理</p> <p>2 運転業務 受変電・非常電源・負荷 通信設備 空調機械 ボイラー 冷凍機 給排水衛生設備 電話交換</p> <p>3 点検・検査業務 受変電・非常電源・負荷 通信設備 空調機械 ボイラー 冷凍機 上水槽清掃 給排水設備 ガス設備</p>

<p>三 競争入札に参加する者に必要な資格</p> <p>(6) その他契約の相手方として不適当と認められる者</p> <p>(5) 正当な理由がなく契約を履行しなかつた者</p> <p>(4) 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者</p> <p>(3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者</p> <p>(2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者</p> <p>(1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者</p>	<p>二 競争入札に参加することができない者</p> <p>イ 次のいずれかに該当する者は、特別の理由がある場合を除くほか、競争入札に参加することができない。</p> <p>(1) 地方自治法施行令第六十七条の四第一項(同令第六十七条の十一第一項において準用する場合を含む。)の規定に該当する者</p> <p>(2) 十一ホ又はヘに該当することにより資格を取り消され、当該取消の日から三年を経過しない者</p> <p>ロ 次のいずれかに該当する者は、知事が別に定める期間、競争入札に参加することができない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、同様とする。</p>	<p>ト 催物、映画及び広告の企画・製作並びにその他役務</p> <p>浄化槽保守点検 浄化槽清掃 搬送運搬設備 防災設備</p> <p>4 廃棄物処理業務 産業廃棄物</p> <p>一般廃棄物 産業廃棄物</p> <p>催物の企画・運営等関連業務 催物の会場設営業務 展示等関連業務 音響・舞台照明等関連業務 製作等関連業務 その他催物関連業務 映画又はビデオ制作 広告代理 写真撮影 旅行代理業務 庁内文書集配・発送業務 封入及び封かん業務 テープ版・点字版発行業務 県施設における給食業務 県施設における洗濯業務 市場調査業務 世論調査業務 広報紙新聞折り込み及び配布 統計書類の受入・保管・配送業務 県施設における中央材料室業務 その他業務</p>
---	--	--

イ 競争入札に参加する者に必要な資格（以下「資格」という。）は、履行能力に基づき、契約の種類及び予定金額に応じてA、B及びCの三等級に区分して定める。

ロ 個々の履行能力の審査（以下「資格審査」という。）は、次に掲げる事項について行う。

- (1) 売上額
- (2) 経営規模
 - (一) 自己資本の額
 - (二) 機械設備の額（印刷の請負契約に係る資格審査に限り適用する。）
 - (三) 従業員の数
- (3) 経営状況
 - (一) 流動比率
 - (二) 経営資本回転率
- (4) 従業員一人当たりの売上額（建築物の管理に関する業務の委託契約に係る資格審査については除く。）
- (5) 営業期間
- (6) 障害者雇用状況
- (7) 環境配慮状況

ハ 次のいずれかに該当する者は、特別の理由がある場合を除き、イに定める資格を有しないものとする。

- (1) 登録、免許、許可等を営業の要件とする営業種目について、当該登録、免許、許可等を受けていない者
- (2) 申請日前二年間において、振り出した手形又は小切手が不渡りとなり、銀行当座取引を停止されている者

四 資格審査の申請方法

イ 資格審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、電子情報処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用した物品等競争入札参加資格登録申請（以下「電子申請」という。）を知事に対して行わなければならない。

ロ 申請者は、電子申請後、受付票を印刷しなければならない。

ハ 申請者は、電子申請後、直ちに次に掲げる書類（以下「提出書類」という。）

を郵送等により知事に提出しなければならない。
なお、提出書類到達後に資格審査を開始する。

(1) 受付票

- (2) 申請者が法人である場合は、登記事項証明書の写し（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）
- (3) 申請者が個人である場合は、身分証明書の写し（市区町村長が発行したものに限る。）
- (4) 申請者が個人である場合は、後見登記等ファイルに成年被後見人、被保佐人又は被補助人とする記録がないことの証明書の写し（被補助人にあつては、後見登記等ファイルに記録されている事項の証明書）
- (5) 申請者が法人である場合は、決算報告書（申請日の直前一年間の事業年度の決算に関するもの。ただし、申請日時点で、法人設立後一年に満たないものにあつては、提出可能な決算に関するもの）
- (6) 申請者が個人である場合は、所得税確定申告書等の写し（申請日の直前一年間の申告に係るもの）
- (7) 事業税の納税証明書の写し（申請日の直前一年間の事業年度における埼玉県内の事業所に係るもの）
- (8) 消費税及び地方消費税の納税証明書の写し
- (9) 営業経歴書（創業時から現在までの営業経歴を記載したもの）
- (10) 障害者雇用状況報告書の写し（従業員数が五十六人以上で、障害者法定雇用率を達成している事業者のみ必要とする。）
- (11) 障害者雇用の証明書（障害者雇用状況報告書の提出が義務付けられていない事業者で障害者雇用を行っている場合のみ必要とする。）
- (12) ISO14001認証取得登録証又は埼玉県エコアップ認証書の写し（認証証を受けている場合のみ必要とする。）
- (13) 委任状（入札、契約、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合のみ必要とする。）
- (14) 登録証明書等の写し（営業が登録、免許、許可等を要件としている場合のみ必要とする。）
- (15) 申請者が被補助人、被保佐人又は未成年者である場合は、契約締結のために必要な同意をしている者が発行する同意書

五 電子申請等に用いる言語等

イ 電子申請は、日本語で行わなければならない。電子申請に使用できる漢字は、JIS第一水準及び第二水準とする。申請内容においてこれ以外の漢字を使用している場合は、申請可能な他の漢字又はひらがなに置き換えるものとする。なお、提出書類で外国語で記載してあるものは、日本語の訳文を付記し、又は添付しなければならない。

ロ 電子申請の金額表示は、日本国通貨でしなければならない。

なお、提出書類で外国貨幣で表示してあるものは、日本国通貨に換算したものを付記し、又は添付しなければならない。

また、日本国通貨への換算に当たっては、出納官吏事務規程(昭和二十二年大蔵省令第九十五号)第十六条に規定する外国貨幣換算率の例によるものとする。

六 資格審査の受付期間

資格審査の受付は、平成二十年八月二十日から平成二十一年二月二十日までの間に定期受付を行う。

なお、平成二十一年四月一日から平成二十三年二月二十一日までの間も、随時受付を行うが、資格者として登録された日(以下「資格登録日」という。)から有効になるため、希望する調達案件の入札に間に合わないことがある。

七 資料等の請求

知事は、資格審査に関し、必要があると認めるときは、資料の提出若しくは提示又は説明を求めることができる。

八 申請者への通知

知事は、資格審査の結果を、当該申請者に電子情報処理組織を使用して通知するものとする。

九 資格の有効期間

イ 定期受付による資格

定期受付による資格の有効期間は、平成二十一年四月一日又は同年五月一日から平成二十三年三月三十一日までとする。

ロ 随時受付による資格

随時受付による資格の有効期間は、資格登録日から平成二十三年三月三十一日までとする。

十 変更等の届出

電子申請後に、次に掲げる事項に変更があった場合、営業を休止し、若しくは

廃止した場合又は営業の停止命令を受けた場合は、速やかにその旨を電子情報処理組織等を使用して知事に届け出なければならない。

イ 商号又は名称

ロ 代表者又は代理人

ハ 所在地(代理人の所在地を含む。)

ニ 印鑑(実印、使用印又は代理人印)

ホ 資本金

ヘ 電話番号又はファクシミリ番号

ト 登録、免許、許可等に関する事項

チ 障害者雇用状況

リ 環境配慮状況

十一 資格の取消し

知事は、競争入札参加資格者が、次のいずれかに該当するときは、その資格を取り消すことができる。

イ 二イ(1)又はロのいずれかに該当する者となったとき。

ロ 営業に関し必要な登録、免許、許可等の取消しを受けたとき。

ハ 電子申請又は提出書類等に故意に虚偽の事項の記録又は記載をしたとき。

ニ 経済的信用を著しく欠くと認められるとき。

ホ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第三条又は第八条第一項第一号の規定に違反して公正取引委員会から告発、勧告又は審判開始決定を受けた場合で極めて悪質であると知事が認めたと

き。

ヘ 刑法(明治四十年法律第四十五号)第九十六条の三第二項の規定により逮捕され、又は逮捕を経ずに起訴された場合で極めて悪質であると知事が認めたと

十二 資格の更新手続

資格の更新手続については、平成二十二年度中に別に告示する。

埼玉県告示第十三号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項本文、第四十六条第一項、第四十八条第一項第一号及び第二号並びに第五十二条第一項本文の規定によ

り、次の者をサービス提供事業者として指定した。

平成二十年八月一日

埼玉県知事 上田 清 司

介護保険 事業所番号	事業所名称	事業所所在地	サービス種類	申請者名称	指定年月日
1141900208	ハロー薬局 戸田	戸田市川岸2-5-19	特定福祉用具販売	株式会社 ハローコーポレーション	平成20年7月1日
1141900208	ハロー薬局 戸田	戸田市川岸2-5-19	特定介護予防福祉用具販売	株式会社 ハローコーポレーション	平成20年7月1日
1160690107	ハッピー武里団地・訪問看護ステーション	春日部市大枝89 武里団地第2街区9号棟105号室	訪問看護	株式会社 ジャパンケンケアサービス東日本	平成20年7月1日
1160690107	ハッピー武里団地・訪問看護ステーション	春日部市大枝89 武里団地第2街区9号棟105号室	介護予防訪問看護	株式会社 ジャパンケンケアサービス東日本	平成20年7月1日
1161890144	ハッピー草加住吉・訪問看護ステーション	草加市住吉一丁目13番31号 北ビル3階	訪問看護	株式会社 ジャパンケンケアサービス東日本	平成20年7月1日
1161890144	ハッピー草加住吉・訪問看護ステーション	草加市住吉一丁目13番31号 北ビル3階	介護予防訪問看護	株式会社 ジャパンケンケアサービス東日本	平成20年7月1日
1170203960	ハッピー川口中央・ヘルパーステーション	川口市青木一丁目1番25号4F林合同会社ビル103号室	訪問介護	株式会社 ジャパンケンケアサービス東日本	平成20年7月1日
1170203960	ハッピー川口中央・ヘルパーステーション	川口市青木一丁目1番25号4F林合同会社ビル103号室	介護予防訪問介護	株式会社 ジャパンケンケアサービス東日本	平成20年7月1日
1170203978	ハッピー川口中央・居宅介護支援事業所	川口市青木一丁目1番25号 小森貸店舗1F 103号室	居宅介護支援	株式会社 ジャパンケンケアサービス東日本	平成20年7月1日
1170203986	ハッピー川口柳崎・訪問入浴ステーション	川口市柳崎3丁目10番25号 小森貸店舗1F	訪問入浴介護	株式会社 ジャパンケンケアサービス東日本	平成20年7月1日
1170203986	ハッピー川口柳崎・訪問入浴ステーション	川口市柳崎3丁目10番25号 小森貸店舗1F	介護予防訪問入浴介護	株式会社 ジャパンケンケアサービス東日本	平成20年7月1日
1170203994	ケアセンタースター	川口市木曾呂1265	居宅介護支援	医療生協さいたま生活協同組合	平成20年7月1日
1170204000	芝西ケアサポート	川口市芝塚原2-4-23 SRマンション204	居宅介護支援	有限会社 ケアーズネット	平成20年7月1日
1170402448	ハッピー川越中央・ヘルパーステーション	川越市協田新町16-9 神山ビル3F	訪問介護	株式会社 ジャパンケンケアサービス東日本	平成20年7月1日
1170402448	ハッピー川越中央・ヘルパーステーション	川越市協田新町16-9 神山ビル3F	介護予防訪問介護	株式会社 ジャパンケンケアサービス東日本	平成20年7月1日
1170402455	ハッピー川越霞ヶ関・デイサービスセンター	川越市上戸302-7 コスモハイツ1階	通所介護	株式会社 ジャパンケンケアサービス東日本	平成20年7月1日
1170402455	ハッピー川越霞ヶ関・デイサービスセンター	川越市上戸302-7 コスモハイツ1階	介護予防通所介護	株式会社 ジャパンケンケアサービス東日本	平成20年7月1日
1170402463	ハッピー川越中央・居宅介護支援事業所	川越市協田新町16-9 神山ビル3階	居宅介護支援	株式会社 ジャパンケンケアサービス東日本	平成20年7月1日
1170601577	ハッピー春日部中央・ヘルパーステーション	春日部市中央5-1-21 ライフビル3F	訪問介護	株式会社 ジャパンケンケアサービス東日本	平成20年7月1日
1170601577	ハッピー春日部中央・ヘルパーステーション	春日部市中央5-1-21 ライフビル3F	介護予防訪問介護	株式会社 ジャパンケンケアサービス東日本	平成20年7月1日
1170601585	ハッピー春日部中央・訪問入浴ステーション	春日部市中央5丁目1番21号 ライフビル3F	訪問入浴介護	株式会社 ジャパンケンケアサービス東日本	平成20年7月1日
1170601585	ハッピー春日部中央・訪問入浴ステーション	春日部市中央5丁目1番21号 ライフビル3F	介護予防訪問入浴介護	株式会社 ジャパンケンケアサービス東日本	平成20年7月1日
1170601593	ハッピー春日部中央・居宅介護支援事業所	春日部市中央5丁目1番21号 ライフビル3F	居宅介護支援	株式会社 ジャパンケンケアサービス東日本	平成20年7月1日
1170601601	ハッピー武里団地・ヘルパーステーション	春日部市大枝89武里団地第2街区9号棟105号室	訪問介護	株式会社 ジャパンケンケアサービス東日本	平成20年7月1日
1170601601	ハッピー武里団地・ヘルパーステーション	春日部市大枝89武里団地第2街区9号棟105号室	介護予防訪問介護	株式会社 ジャパンケンケアサービス東日本	平成20年7月1日
1170601619	ハッピー武里団地・居宅介護支援事業所	春日部市大枝89武里団地第2街区9号棟 105号室	居宅介護支援	株式会社 ジャパンケンケアサービス東日本	平成20年7月1日
1170801599	指定通所介護事業所 ひまわり	越谷市川柳町1-305	通所介護	株式会社 相輝	平成20年7月1日

1170801599	指定通所介護事業所 ひまわり	越谷市川柳町1—305	介護予防通所介護	株式会社 相輝	平成20年7月1日
1170801607	指定居宅介護支援事業所 ひまわり	越谷市川柳町1—305	居宅介護支援	株式会社 相輝	平成20年7月1日
1170801615	デイサービス ケアセンタ― あいあい	越谷市赤山町二丁目27	通所介護	アイ・ケア 株式会社	平成20年7月1日
1170801615	デイサービス ケアセンタ― あいあい	越谷市赤山町二丁目27	介護予防通所介護	アイ・ケア 株式会社	平成20年7月1日
1170801623	ハッピー越谷・ヘルパーステーション	越谷市北越谷四丁目23番8	介護予防介護	株式会社ジャパソングアサービス東日本	平成20年7月1日
1170801623	ハッピー越谷・ヘルパーステーション	越谷市北越谷四丁目23番8	介護予防介護	株式会社ジャパソングアサービス東日本	平成20年7月1日
1170801631	ハッピー越谷・デイサービスセンタ―	越谷市北越谷四丁目23番8	介護予防通所介護	株式会社ジャパソングアサービス東日本	平成20年7月1日
1170801631	ハッピー越谷・デイサービスセンタ―	越谷市北越谷四丁目23番8	介護予防通所介護	株式会社ジャパソングアサービス東日本	平成20年7月1日
1170801649	ハッピー越谷・居宅介護支援事業所	越谷市北越谷4—22—8	居宅介護支援	株式会社ジャパソングアサービス東日本	平成20年7月1日
1170801656	ハッピー越谷南・ヘルパーステーション	越谷市蒲生茜町19—1	訪問介護	株式会社ジャパソングアサービス東日本	平成20年7月1日
1170801656	ハッピー越谷南・ヘルパーステーション	越谷市蒲生茜町19—1	訪問介護	株式会社ジャパソングアサービス東日本	平成20年7月1日
1170900672	ハッピー久喜・ヘルパーステーション	久喜市中央二丁目2番地6号	訪問介護	株式会社ジャパソングアサービス東日本	平成20年7月1日
1170900672	ハッピー久喜・ヘルパーステーション	久喜市中央二丁目2番地6号	訪問介護	株式会社ジャパソングアサービス東日本	平成20年7月1日
1171000407	ハッピー八潮・ヘルパーステーション	八潮市中央二丁目20番6号	訪問介護	株式会社ジャパソングアサービス東日本	平成20年7月1日
1171000407	ハッピー八潮・ヘルパーステーション	八潮市中央二丁目20番6号	訪問介護	株式会社ジャパソングアサービス東日本	平成20年7月1日
117101270	ハッピー杉戸中央・ヘルパーステーション	北葛飾郡杉戸町三丁目2番地1号	訪問介護	株式会社ジャパソングアサービス東日本	平成20年7月1日
117101270	ハッピー杉戸中央・ヘルパーステーション	北葛飾郡杉戸町三丁目2番地1号	訪問介護	株式会社ジャパソングアサービス東日本	平成20年7月1日
117101270	ハッピー杉戸中央・ヘルパーステーション	北葛飾郡杉戸町三丁目2番地1号	訪問介護	株式会社ジャパソングアサービス東日本	平成20年7月1日
117101288	ハッピー杉戸・デイサービスセンタ―	北葛飾郡杉戸町下野914—6	通所介護	株式会社ジャパソングアサービス東日本	平成20年7月1日
117101288	ハッピー杉戸・デイサービスセンタ―	北葛飾郡杉戸町下野914—6	通所介護	株式会社ジャパソングアサービス東日本	平成20年7月1日
117101296	ケアプラザン・オーケ	北葛飾郡杉戸町鷺巣623番地30	居宅介護支援	株式会社 オーケ	平成20年7月1日
1171601204	ハッピー上尾南・ヘルパーステーション	上尾市柏座2—6—26	訪問介護	株式会社ジャパソングアサービス東日本	平成20年7月1日
1171601204	ハッピー上尾南・ヘルパーステーション	上尾市柏座2—6—26	訪問介護	株式会社ジャパソングアサービス東日本	平成20年7月1日
1171601204	ハッピー上尾南・ヘルパーステーション	上尾市柏座2—6—26	訪問介護	株式会社ジャパソングアサービス東日本	平成20年7月1日
1171601212	ハッピー上尾・訪問入浴サービス	上尾市原新町6—46	訪問入浴介護	株式会社ジャパソングアサービス東日本	平成20年7月1日
1171601212	ハッピー上尾・訪問入浴サービス	上尾市原新町6—46	訪問入浴介護	株式会社ジャパソングアサービス東日本	平成20年7月1日
1171700667	ハッピー鴻巣・ヘルパーステーション	鴻巣市東2—1—18	訪問介護	株式会社ジャパソングアサービス東日本	平成20年7月1日
1171700667	ハッピー鴻巣・ヘルパーステーション	鴻巣市東2—1—18	訪問介護	株式会社ジャパソングアサービス東日本	平成20年7月1日
1171700675	ハッピー鴻巣・居宅介護支援事業所	鴻巣市東2—1—18	居宅介護支援	株式会社ジャパソングアサービス東日本	平成20年7月1日
1171700683	さとう介護リノーム	鴻巣市大間3—2—22	福祉用具貸与	さとう介護リノーム合同会社	平成20年7月1日
1171700683	さとう介護リノーム	鴻巣市大間3—2—22	福祉用具販売	さとう介護リノーム合同会社	平成20年7月1日
1171700683	さとう介護リノーム	鴻巣市大間3—2—22	福祉用具貸与	さとう介護リノーム合同会社	平成20年7月1日
1171700683	さとう介護リノーム	鴻巣市大間3—2—22	福祉用具販売	さとう介護リノーム合同会社	平成20年7月1日
1171801416	ハッピー草加住吉・ヘルパーステーション	草加市住吉1—13—31	訪問介護	株式会社ジャパソングアサービス東日本	平成20年7月1日

1171801416	ハッピー草加住吉・ヘルパーステーション	草加市住吉1-13-31	北ビル1F	介護予防訪問介護	株式会社ジャパソングアササービス東日本	平成20年7月1日
1171801424	ハッピー草加住吉・居宅介護支援事業所	草加市住吉一丁目13番31号	北ビル3F	居宅介護支援	株式会社ジャパソングアササービス東日本	平成20年7月1日
1171801432	ハッピー草加谷塚・ヘルパーステーション	草加市谷塚町1363-1	リソント谷塚1-C	訪問介護	株式会社ジャパソングアササービス東日本	平成20年7月1日
1171801432	ハッピー草加谷塚・ヘルパーステーション	草加市谷塚町1363-1	リソント谷塚1-C	介護予防訪問介護	株式会社ジャパソングアササービス東日本	平成20年7月1日
1172100677	ハッピー朝霞・ヘルパーステーション	朝霞市根岸台3-6-12	大興ビル棟	訪問介護	株式会社ジャパソングアササービス東日本	平成20年7月1日
1172100677	ハッピー朝霞・ヘルパーステーション	朝霞市根岸台3-6-12	大興ビル棟	介護予防訪問介護	株式会社ジャパソングアササービス東日本	平成20年7月1日
1172100685	ハッピー朝霞・デイサービスセンター	朝霞市根岸台3-6-12	大興ビル1棟	通所介護	株式会社ジャパソングアササービス東日本	平成20年7月1日
1172100685	ハッピー朝霞・デイサービスセンター	朝霞市根岸台3-6-12	大興ビル1棟	介護予防通所介護	株式会社ジャパソングアササービス東日本	平成20年7月1日
1172100693	ハッピー朝霞・居宅介護支援事業所	朝霞市根岸台三丁目6番12号	大興ビル1棟	居宅介護支援	株式会社ジャパソングアササービス東日本	平成20年7月1日
1172100701	ハッピー朝霞北・ヘルパーステーション	新座市東北2-24-37	浜田貸店舗1階	訪問介護	株式会社ジャパソングアササービス東日本	平成20年7月1日
1172100701	ハッピー朝霞北・ヘルパーステーション	新座市東北2-24-37	浜田貸店舗1階	介護予防訪問介護	株式会社ジャパソングアササービス東日本	平成20年7月1日
1172502898	小手指ケアホテルほのか	所沢市北野1-2-60		短期入所生活介護	株式会社	平成20年7月1日
1172502898	小手指ケアホテルほのか	所沢市北野1-2-60		介護予防短期入所生活介護	株式会社	平成20年7月1日
1172502906	ハッピー新所沢・ヘルパーステーション	所沢市泉町1855-14	パールハイツ102号	訪問介護	株式会社ジャパソングアササービス東日本	平成20年7月1日
1172502906	ハッピー新所沢・ヘルパーステーション	所沢市泉町1855-14	パールハイツ102号	介護予防訪問介護	株式会社ジャパソングアササービス東日本	平成20年7月1日
1172502914	ハッピー新所沢・居宅介護支援事業所	所沢市泉町1855-14	パールハイツ102号	居宅介護支援	株式会社ジャパソングアササービス東日本	平成20年7月1日
1172800920	入間ケアホテルほのか	入間市小谷田2-2-18		短期入所生活介護	株式会社	平成20年7月1日
1172800920	入間ケアホテルほのか	入間市小谷田2-2-18		介護予防短期入所生活介護	株式会社	平成20年7月1日
1172800938	ジョイフルホーム 入間	入間市小谷田1-12-22		特定施設入居者生活介護	株式会社	平成20年7月1日
1172800938	ジョイフルホーム 入間	入間市小谷田1-12-22		介護予防特定施設入居者生活介護	株式会社	平成20年7月1日
1172800946	ハッピー入間中央・ヘルパーステーション	入間市久保縮荷2-12-22	縮荷ビル 2-B号	訪問介護	株式会社ジャパソングアササービス東日本	平成20年7月1日
1172800946	ハッピー入間中央・ヘルパーステーション	入間市久保縮荷2-12-22	縮荷ビル 2-B号	介護予防訪問介護	株式会社ジャパソングアササービス東日本	平成20年7月1日
1172800953	ハッピー入間中央・居宅介護支援事業所	入間市久保縮荷2-12-22	縮荷ビル2-B号	居宅介護支援	株式会社ジャパソングアササービス東日本	平成20年7月1日
1172900720	アツクケア居宅介護支援事業所	富士見町3丁目3-7	アットマイル棟No.2 101	居宅介護支援	株式会社	平成20年7月1日
1173101856	八幡居宅介護支援事業所	熊谷市新堀新田112番地1		居宅介護支援	有限会社	平成20年7月1日
1173101864	ハッピー熊谷美土里・居宅介護支援事業所	熊谷市美土里町2-1	堀口ビルA号	居宅介護支援	株式会社ジャパソングアササービス東日本	平成20年7月1日
1173101872	ハッピー熊谷美土里・ヘルパーステーション	熊谷市美土里町2-1	堀口ビルA号	訪問介護	株式会社ジャパソングアササービス東日本	平成20年7月1日
1173101872	ハッピー熊谷美土里・ヘルパーステーション	熊谷市美土里町2-1	堀口ビルA号	介護予防訪問介護	株式会社ジャパソングアササービス東日本	平成20年7月1日
1173101880	ハッピー熊谷・ヘルパーステーション	熊谷市星川2-45	貸事務所1F(平屋)	訪問介護	株式会社ジャパソングアササービス東日本	平成20年7月1日
1173101880	ハッピー熊谷・ヘルパーステーション	熊谷市星川2-45	貸事務所1F(平屋)	介護予防訪問介護	株式会社ジャパソングアササービス東日本	平成20年7月1日
1173201433	ハートサービス 介護用品事業部	比企郡川島町八幡3-1-4		福祉用具貸与	有限会社	平成20年7月1日
1173201433	ハートサービス 介護用品事業部	比企郡川島町八幡3-1-4		特定福祉用具販売	有限会社	平成20年7月1日

1173201433	ハートサービス 介護用品事業部	川島営業所	比企郡川島町八幡3-1-4	介護予防福祉用具貸与	有限会社	ハートサービス	平成20年7月1日
1173201433	ハートサービス 介護用品事業部	川島営業所	比企郡川島町八幡3-1-4	特定介護予防福祉用具販売	有限会社	ハートサービス	平成20年7月1日
1173800572	ハッピー加須中央・ヘルパーステーション	加須市下三保327-3	国分貸店舗	訪問介護	株式会社ジャパソングケアサービス東日本		平成20年7月1日
1173800572	ハッピー加須中央・ヘルパーステーション	加須市下三保327-3	国分貸店舗	介護予防訪問介護	株式会社ジャパソングケアサービス東日本		平成20年7月1日
1173900372	ヘルパーステーションルミエール	羽生市上岩瀬1806		訪問介護	株式会社	スクールパール	平成20年7月1日
1173900372	ヘルパーステーションルミエール	羽生市上岩瀬1806		介護予防訪問介護	株式会社	スクールパール	平成20年7月1日
1173900380	ヘルパーステーションルミエール	羽生市上岩瀬1806		通所介護	株式会社	スクールパール	平成20年7月1日
1173900380	ヘルパーステーションルミエール	羽生市上岩瀬1806		介護予防通所介護	株式会社	スクールパール	平成20年7月1日
1173900398	デイサービスルミエール	羽生市上岩瀬1806		短期入所生活介護	株式会社	スクールパール	平成20年7月1日
1173900398	デイサービスルミエール	羽生市上岩瀬1806		介護予防短期入所生活介護	株式会社	スクールパール	平成20年7月1日
1173900398	ショートステイルミエール	羽生市上岩瀬1806		介護予防短期入所生活介護	株式会社	スクールパール	平成20年7月1日
1173900406	ケアプランセンタールミエール	羽生市上岩瀬1806		居宅介護支援	株式会社	スクールパール	平成20年7月1日
1174300838	ケアセンターさくら苑本庄営業所	本庄市北堀1796		訪問介護	有限会社	システック	平成20年7月1日
1174300838	ケアセンターさくら苑本庄営業所	本庄市北堀1796		通所介護	有限会社	システック	平成20年7月1日
1174300838	ケアセンターさくら苑本庄営業所	本庄市北堀1796		通所介護	有限会社	システック	平成20年7月1日
1174300838	ケアセンターさくら苑本庄営業所	本庄市北堀1796		介護予防訪問介護	有限会社	システック	平成20年7月1日
1174300838	ケアセンターさくら苑本庄営業所	本庄市北堀1796		介護予防通所介護	有限会社	システック	平成20年7月1日
1174601201	デイサービスひびき	深谷市長在家3976番地		通所介護	社会福祉法人	両宜会	平成20年7月1日
1174601201	デイサービスひびき	深谷市長在家3976番地		介護予防通所介護	社会福祉法人	両宜会	平成20年7月1日
1174601219	デイサービスセンター さずらん	深谷市上野台501-2-D		通所介護	株式会社	大和	平成20年7月1日
1175101136	新座ケアセンターそよ風	新座市野寺二丁目5番地19号		居宅介護支援	株式会社	メデカジャパン	平成20年7月1日
1175300449	あずみ苑 北本	北本市本町八丁目156番地1		居宅介護支援	株式会社	レオパリス21	平成20年7月1日
1176100590	ハッピー幸手・居宅介護支援事業所	幸手市東2-8-6	NAOビル	居宅介護支援	株式会社ジャパソングケアサービス東日本		平成20年7月1日
1176100608	ハッピー幸手・ヘルパーステーション	幸手市東二丁目8番6号	NAOビル	訪問介護	株式会社ジャパソングケアサービス東日本		平成20年7月1日
1176100608	ハッピー幸手・ヘルパーステーション	幸手市東二丁目8番6号	NAOビル	介護予防訪問介護	株式会社ジャパソングケアサービス東日本		平成20年7月1日

埼玉県告示第三十四号

クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七号。以下「法」という。)第七条
 第一項の規定により、クリーニング師試験を次のとおり行う。

平成二十年八月一日

埼玉県知事 上田清司

一 試験期日及び試験場所
 平成二十年十一月七日(金)

さいたま市西区西遊馬一二七〇番地一

埼玉県クリーニング会館
 川越市大字南大塚一五〇八
 川越少年刑務所

二 試験科目
 法第七条第一項各号に掲げる試験科目
 三 受験資格

法第七条第三項及びクリーニング業法の一部を改正する法律(昭和三十年法律
第百五十四号)附則第五項に規定する者

四 受験手続

イ 提出書類

クリーニング業法施行規則(昭和二十五年厚生省令第三十五号)第三条及び
クリーニング業法施行細則(昭和四十年埼玉県規則第五十号)第六条に規定す
る受験願書及び書類

ロ 試験手数料

七千五百円を埼玉県収入証紙により納付すること。

ハ 受験願書の提出期間及び場所

平成二十年九月二十九日(月)から九月三十日(火)まで
午前九時三十分から午前十一時三十分まで及び午後一時から午後四時まで
さいたま市浦和区仲町三丁目五番一号

五 合格発表

平成二十年十二月十七日(水)

埼玉県告示第千三十五号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定による届
出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により
公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十年八月一日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

株式会社西友 狭山市駅前店

狭山市入間川一丁目十八番一号

ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 位置 図面省略 二七台

(変更後) 位置 図面省略 二七台

駐車場の出入口の数及び位置

(変更前) 位置 図面省略 一箇所

(変更後) 位置 図面省略 一箇所

ハ 変更年月日

平成二十一年三月十日

ニ 届出年月日

平成二十年七月十日

二 縦覧期間

平成二十年八月一日から平成二十年十二月一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺
の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に
対し、意見書の提出により、これを述べる事ができる。

イ 意見書提出期間

平成二十年八月一日から平成二十年十二月一日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第千三十六号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項及び第二項の規
定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次
のとおり縦覧に供する。

平成二十年八月一日

埼玉県知事 上田清司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

加須駅前ビル

加須市中央一丁目二百七十二の二 他

ロ 同法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

東西に長い本市の市街地は、縦断する鉄道によって南北に分断されており、また、鉄道を自動車で横断できる道路も至近にはないことから、鉄道北側にあ
る店舗(加須マイン)を利用する市民の利便性確保のため、橋上駅通路で結ば
れている南側への駐車場設置に努めていただきたい。

二 縦覧期間

平成二十年八月一日から平成二十年九月一日まで

三 縦覧場所

- 埼玉県産業労働部商業支援課
- 埼玉県東部地域振興センター
- 埼玉県利根地域振興センター

埼玉県告示第千三十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、
江ヶ崎・実ヶ谷土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の
氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十年八月一日

埼玉県知事 上田清司

一 就任

職名	氏名	住所
理事	新井孝作	蓮田市大字江ヶ崎一〇〇〇の一
同	新井弘	同 同 七九八の一
同	石井欽次郎	同 同 一七六〇
同	石井忠義	同 同 一七六二の一
同	石井勉	同 同 一五六一
同	石井俊治	同 同 一七六三
同	小川勇	同 同 一八四〇の一
同	小川修	同 同 二〇六〇の三
同	澁谷榮次郎	同 同 一一八九
同	矢島正弘	同 同 一一三四
同	松島政男	同 同 一八一七

二 退任

職名	氏名	住所
理事	新井孝作	蓮田市大字江ヶ崎一〇〇〇の一
同	新井弘	同 同 七九八の一
同	石井忠義	同 同 一七六二の一
同	石井勉	同 同 一五六一
同	石井俊治	同 同 一七六三
同	小川勇	同 同 一八四〇の一
同	小川修	同 同 二〇六〇の三
同	澁谷榮次郎	同 同 一一八九
同	福島榮	同 同 一〇二一
同	矢島正弘	同 同 一一三四
同	松島政男	同 同 一八一七
同	石井敏雄	南埼玉郡白岡町大字実ヶ谷八六九
同	石井佳文	同 同 岡泉六七〇
同	利根川英夫	同 同 同 四九七
同	横田保男	同 同 同 実ヶ谷三六八
同	小川浩	蓮田市大字江ヶ崎二〇四七
同	小川久雄	同 同 二〇六八
同	野口保男	南埼玉郡白岡町大字実ヶ谷四四四の一

埼玉県告示第千三十八号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十年八月一日

埼玉県知事 上田清司

- 一 解除に係る保安林の所在場所
所沢市大字新郷百九十七の一
- 二 保安林として指定された目的
耕地の防風
- 三 解除の理由
指定理由の消滅

埼玉県告示第千三十九号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路として次のとおり指定した。

平成二十年八月一日

埼玉県知事 上田清司

道路の種類	路線名	区間
県道	深谷停車場線	深谷市西島町二丁目十番八地先から 同市西島町二丁目十七番十一地先まで

埼玉県告示第千四十号

建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)第二十九条の二第一項の規定による処分をしたので、法第二十九条の五第一項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成二十年八月一日

埼玉県知事 上田清司

- 一 処分をした年月日
平成二十年七月二十五日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

商号又は名称 ベターメント株式会社	主たる営業所の所在地 埼玉県鳩ヶ谷市桜町三丁目七番三号	代表者の氏名 江原利次	許可番号 埼玉県知事許可(般一十五)第五八三七九号
----------------------	--------------------------------	----------------	------------------------------

三 処分の内容

法第二十九条の二第一項の規定に基づく許可(一般建設業の許可)の取消し

四 処分の原因となった事実

平成二十年埼玉県告示第八百六十七号により営業所の所在地が確知できない旨の公告を行ったが、公告後三十日を経過しても申出がなく、このことは法第二十九条の二第一項に該当する。

埼玉県告示第千四十一号

都市計画法(昭和四十二年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十年八月一日

埼玉県知事 上田清司

- 一 都市計画の種類及び名称
秩父都市計画道路三・四・二号公園通線、三・四・九号番場通線
- 二 都市計画を変更する土地の区域
(三・四・二号公園通線)
- イ 追加する土地の区域
なし
- ロ 削除する土地の区域
秩父市熊木町、野坂町一丁目、上町一丁目、上町二丁目、近戸町の各一部

(三・四・九号番場通線)

- イ 追加する土地の区域
なし
- ロ 削除する土地の区域
秩父市番場町、東町の各一部
- 三 都市計画変更の案の縦覧場所
埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県秩父県土整備事務所、秩父市地域整備部まちづくり課
- 四 縦覧期間
平成二十年八月一日から平成二十年八月十五日まで

埼玉県告示第千四十二号

毛呂山町から毛呂山・越生都市計画防火地域及び準防火地域の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十条第

二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十年八月一日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第千四十三号

毛呂山町から毛呂山・越生都市計画地

区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十年八月一日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第千四十四号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第二十九条第一項の規定により、滑川町月輪土地区画整理組合から理事の氏名及び住所の届出があったので、次のとおり公告する。

平成二十年八月一日

埼玉県知事 上田清司

辞任した理事の氏名及び住所

- 神田 信 男 比企郡滑川町月の輪七丁目二三番地一四
- 篠崎 昭 善 同 同 六丁目八番地一
- 篠崎 和 一 同 同 三丁目三番地四
- 篠崎 一 美 同 同 四丁目四番地五
- 篠崎 高 一 同 同 六丁目一三番地一二
- 篠崎 卓 見 同 同 四丁目四番地一
- 千賀 一 雄 東京都足立区千住旭町三一番二・三〇六
- 根岸 茂 比企郡滑川町月の輪四丁目七番地一
- 長谷部 英 男 同 同 大字月輪九七六番地
- 宮島 英 一 同 同 月の輪七丁目一番地一
- 宮島 省 三 同 同 七丁目二番地一
- 横塚 元 吉 同 同 七丁目二九番地六
- 神田 信 男 比企郡滑川町月の輪七丁目二三番地一四

- 篠崎 昭 善 比企郡滑川町月の輪六丁目八番地一
- 篠崎 和 一 同 同 三丁目三番地四
- 篠崎 一 美 同 同 四丁目四番地五
- 篠崎 卓 見 同 同 四丁目四番地一
- 根岸 茂 同 同 四丁目七番地一
- 長谷部 英 男 同 同 大字月輪九七六番地
- 宮島 英 一 同 同 月の輪七丁目一番地一
- 宮島 省 三 同 同 七丁目二番地一
- 横田 正 規 東京都板橋区志村二丁目一六番三三・七二四号
- 横塚 元 吉 比企郡滑川町月の輪七丁目二九番地六

埼玉県告示第千四十五号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第三十九条第一項の規定により、土地区画整理組合の定款の変更を認可したので、次のとおり公告する。

平成二十年八月一日

埼玉県知事 上田清司

- 一 組合の名称
ふじみ野市駒林土地区画整理組合
- 二 事業施行期間
平成十二年六月十三日から平成二十五年三月三十一日まで
- 三 施行地区
ふじみ野市駒林字新田前、字南原の各一部
- 四 事務所の所在地
ふじみ野市大井中央一丁目一番一号
- 五 設立認可の年月日
平成十二年六月十三日
- 六 変更内容

事務所の所在地を「上福岡市福岡一丁目一番一号」から、「ふじみ野市大井中央一丁目一番一号」と変更する。

平成二十年八月一日

埼玉県告示第千四十六号

吉川市から越谷都市計画武蔵野操車場跡地地区土地区画整理事業の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部市街地整備課において縦覧に供する。

平成二十年八月一日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第四十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年八月一日

埼玉県知事 上田清司

一 許可番号

平成二十年二月二十一日

指令杉整第一九〇二二七〇号

二 検査済証番号

平成二十年七月二十四日第二十五号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡鷲宮町大字八甫字内野一〇五六一、一〇五七一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北葛飾郡鷲宮町大字外野四四五一坂本 友夫

埼玉県告示第四十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年八月一日

埼玉県知事 上田清司

一 許可番号

平成二十年六月二十五日

指令杉整第一二二〇〇〇三三〇号

二 検査済証番号

平成二十年七月二十八日第二十六号

三 開発区域に含まれる地域の名称

児玉郡美里町大字小茂田字柳原五〇〇一一、五〇〇一三、五〇〇一四、五〇〇一一先道路

(第一工区)

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

さいたま市南区根岸二丁目五番五号

生活協同組合

さいたまコープ

理事長 佐藤 利昭

埼玉県告示第四十九号

飯能市から飯能都市計画公園の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部公園課において縦覧に供する。

平成二十年八月一日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第五十号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十年八月一日

埼玉県知事 上田清司

1 購入等件名及び数量

県立熊谷高等学校外25校コンピュータ教室用機器等貸借 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課県立学校IT推進担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

平成20年6月26日

4 落札者の氏名及び住所

NEC リース株式会社 東京都港区芝5丁目29番11号

5 落札金額

415,170,315円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成20年4月18日

埼玉県告示第五十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十年八月一日

埼玉県知事 上田清司

1 購入等件名及び数量

県立学校間ネットワークシステム等運用保守業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課県立学校IT推進担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

平成20年7月1日

4 落札者の氏名及び住所

日本電気株式会社 東京都港区芝5丁目7番1号

5 落札金額

46,620,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成20年5月16日

埼玉県川越県土整備事務所長告示第五十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、平成二十年八月一日から三十日間埼玉県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年八月一日

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 さいたまふじみ野所沢線
- 三 道路の区域

埼玉県川越県土整備事務所長 大石 正孝

新	旧	旧新別	区 間		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
			敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)			
			所沢市北原町一四一五一地先		十一・〇〇}	一七・七七	
					一四・〇〇}		
					十四・〇〇}		
					一四・〇〇}		

埼玉県川越県土整備事務所長告示第五十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。
 その関係図面は、平成二十年八月一日から三十日間埼玉県土整備部道路環境課

及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。
 平成二十年八月一日

埼玉県川越県土整備事務所長 大石 正孝

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日	備 考
さいたまふじみ野所沢線	所沢市北原町一四一五一地先	平成二十年八月一日	平成二十年八月一日川越県土整備事務所長告示第五十三号で告示した道路予定区域の供用の開始である。 延長 十七・七七メートル

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第百五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

埼玉県東松山県土整備事務所長

亀井清司

第二〇〇三三八号

- 一 許可番号
- 二 平成二十年七月七日
- 三 開発区域に含まれる地域の名称
- 四 比企郡滑川町大字月輪字中道北七八四一八

高田 幸治

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第八十号

- 一 許可番号
- 二 平成二十年七月二十四日
- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
- 四 比企郡滑川町みなみ野三一七一一

- 一 許可番号
- 二 平成二十年七月二十四日
- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
- 四 比企郡滑川町みなみ野三一七一一

- 一 許可番号
- 二 平成二十年七月二十四日
- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
- 四 比企郡滑川町みなみ野三一七一一

平成二十年八月一日

平成二十年七月二十四日

ハイツアーバンC一〇五

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次

の開發行為に關する工事が完了したの
で、公告する。

平成二十年八月一日

埼玉県杉戸県土整備事務所長

平井 順一

一 許可番号

平成二十年六月二十四日

指令杉整第二〇〇〇四四〇号

二 検査済証番号

平成二十年七月二十四日

杉整第五九七一一号

三 開發区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡栗橋町大字佐間字堤外七九

三二七、一八

四 開發許可を受けた者の住所及び氏名

加須市大桑二一九一二

森 順子

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第八十
七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百

号)第三十六条第三項の規定により、次

の開發行為に關する工事が完了したの

で、公告する。

平成二十年八月一日

埼玉県杉戸県土整備事務所長

平井 順一

一 許可番号

平成二十年七月十六日

指令杉整第一九〇二二一一号

二 検査済証番号

平成二十年七月二十五日

杉整第六〇二一一号

三 開發区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡栗橋町南栗橋一丁目八

九、一〇、一一、一四、一五、一六、

一七

四 開發許可を受けた者の住所及び氏名

北葛飾郡栗橋町南栗橋一丁目八

友田 カヨ子

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第八十
九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百

号)第三十六条第三項の規定により、次

の開發行為に關する工事が完了したの

で、公告する。

平成二十年八月一日

埼玉県杉戸県土整備事務所長

平井 順一

一 許可番号

平成二十年五月二十八日

指令杉整第一九〇〇五六一号

二 検査済証番号

平成二十年七月二十五日

杉整第六〇六一一号

三 開發区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡杉戸町大字下高野字杉内一

五三〇一三

四 開發許可を受けた者の住所及び氏名

北葛飾郡杉戸町高野台西六丁目一番

地一五一九一〇一

窪田 裕之

埼玉県教委告示第三十五号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり

招集する。

平成二十年八月一日

埼玉県教育委員会委員長

高橋 史朗

一 日時

平成二十年八月七日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番

一 号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

当面する教育関係諸問題について

発行日	毎週 火曜日・金曜日
購読料金	一年四万三千四百円 (郵便料金を含む)
発行者	埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一 〇四八―八二四―二二二一(代表)
印刷所	埼玉新聞社 http://www.pref.saitama.lg.jp/A01 /BA00/kenpouhome/hr_top.htm
発行所	関東図書株式会社 さいたま市南区別所三―一―一〇 〇四八―八六二―二九〇一(代表)